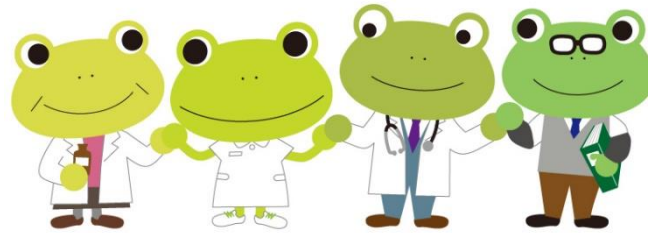


# 看護職員の処遇改善について

- 岸田政権は、成長と分配を軸とした「新しい資本主義」を掲げ、国民の所得を増やすための政策において、賃金が公的な仕組みで決まるにもかかわらず、仕事内容に比して報酬が十分でない、看護職員、介護職、保育士等の賃上げを先行して行うことになりました。
- 春闘に向けてすべての従業員の賃上げが進むよう、その呼び水として、今回の看護職員等の処遇改善補助金事業が実施されます。

今回補助金の対象となったのは、「地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員」ですが、補助金の対象になるにせよならないにせよ、それぞれの医療機関・施設・訪問看護ステーションなどで看護職員や看護補助者の賃上げを行っていただくよう、看護管理者の皆様により一層の努力をお願いいたします。



日本看護協会は、今後すべての看護職員を処遇改善の対象とするよう、政府に働きかけを続けています。

## Step1 あなたが支給対象かどうか、確認しましょう

地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員への処遇改善への手続きが開始されています。（全国の約2,800病院、約57万人の看護職員が対象）

地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関とは以下のいずれかに該当する病院

- ①（診療報酬の）救急医療管理加算を算定し、救急搬送件数が年200件以上の病院
- ②三次救急を担う病院（救命救急センター）

- お勤め先病院が「救急医療管理加算」を算定しているかどうか、「救急搬送件数」が200件以上であるかどうかは、厚生局や厚生労働省のサイトを通じて確認できます。
- 具体的な確認方法は、次ページをご覧ください。



- ◆ 対象病院に勤務するすべての看護職員が、処遇改善の対象です。所属の部署や、実際にコロナ感染患者に対応したかどうかは不問です。
- ◆ 国の補助金は看護職員の月4000円の賃上げを可能とするものですが、実際に看護職員に支給される金額や、看護補助者、理学療法士・作業療法士等のコメディカルをも対象とするかは、病院の判断にゆだねられます。

看護職員等の処遇改善補助金の申請等について、ご不明な点やお困りのことがありましたら、下記へお問い合わせください。

日本看護協会労働政策部看護労働課【Eメール】[hataraku@nurse.or.jp](mailto:hataraku@nurse.or.jp)

## 自分の病院が対象医療機関かどうかを確認するにはどうすれば良いの？

①お勤め先病院が「救急医療管理加算」を算定しているかどうかは、以下の各厚生局ホームページに掲載されている都道府県ごとの施設基準の届出受理状況によって確認できます。  
「（救急医療）」と掲載されている病院であれば、救急医療管理加算が算定されています。

- ◆ 北海道厚生局  
[https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/hokkaido/gyomu/gyomu/hoken\\_kikan/todokede\\_juri\\_ichiran.html](https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/hokkaido/gyomu/gyomu/hoken_kikan/todokede_juri_ichiran.html)
- ◆ 東北厚生局  
[https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tohoku/gyomu/gyomu/hoken\\_kikan/documents/201805koushin.html](https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tohoku/gyomu/gyomu/hoken_kikan/documents/201805koushin.html)
- ◆ 関東信越厚生局 <https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/chousa/kijyun.html>
- ◆ 東海北陸厚生局 [https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tokaihokuriku/newpage\\_00349.html](https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tokaihokuriku/newpage_00349.html)
- ◆ 近畿厚生局  
[https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/gyomu/gyomu/hoken\\_kikan/shitei\\_jokyo\\_00004.html](https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/gyomu/gyomu/hoken_kikan/shitei_jokyo_00004.html)

②お勤め先病院の「救急搬送件数」が200件以上であるかどうかは、「病床機能報告」サイト  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/open\\_data\\_00007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/open_data_00007.html) から、ファイルをダウンロードすることによって確認できます。

- 都道府県コード（北海道：01～沖縄：47）、二次医療圏名、市町村名などを通じて、自分の医療機関を探ることができます。
- 「救急医療の実施状況」のうち、「救急車の受入件数」が救急搬送件数です。
- なお、現在、上記サイトに掲載されているデータは令和元年7月～令和2年6月の救急搬送件数であり、補助金の支給要件の判定に用いられる令和2年度の救急搬送件数より古いデータになっていますが、年間の救急搬送件数のメドを把握することができます。

## Step2 看護職の賃上げ対応スケジュール令和4(2022)年

「看護職員等処遇改善事業補助金」は、都道府県を通じて該当する病院に交付されます。  
本補助金を受けるには、令和4年2月・3月から賃金改善を行っている必要があります。

### 都道府県への申請・報告のスケジュール

- |       |  |
|-------|--|
| 1月    | 院内で看護職員の賃上げ内容を検討し、労使で交渉を開始   |
| 2月～3月 | 賃金改善を開始<br>※ベースアップ等(基本給または決まって毎月支払われる手当による改善)の準備が間に合わない場合には、一時金による支給も可<br>都道府県に「賃金改善を開始した」ことを報告<br>→ 都道府県の所定の報告書様式で報告（参考:厚生労働省様式例） |
| 4月    | 引続き賃金改善(基本給または決まって毎月支払われる手当による改善)を実施<br>補助金の交付を申請。「賃金改善計画書」を添付<br>→賃金改善計画書(様式1)[EXCEL形式:28KB]                                      |
| 5月～6月 | 補助金(概算払い)の受領   |
| 9月末   | 「看護職員等処遇改善事業」終了  |
| 10月   | 「賃金改善実績報告書」を提出し、実績を報告。余剰分があれば精算<br>→賃金改善実績報告書(様式2)[EXCEL形式:30KB]   |



まずは、2～3月に、一時金でも良いから賃金改善を開始し、報告を行うことが大事なんだね。

## Step3 処遇改善の実際は？

令和4年2月～3月

- ベースアップ等(基本給または決まって毎月支払われる手当による改善)の準備が間に合わない場合には、2月・3月分の賃金改善については、一時金等による支給(例・2か月分8,000円を一括)も可能です。
  - 3月から賃金改善を開始する場合は、3月に2月の賃金改善分も同時に支給しなくてはなりません。
  - 都道府県に「看護職員等に対する賃金改善を開始した」旨を所定の書式で報告します。
- ※4月以降の賃金改善では、基本給または決まって毎月支払われる手当による賃金改善が必要になります。この間に、賃金制度の見直しを進めます。

令和4年4月～

- 令和4年4月分以降の賃金改善は、賃上げ効果の継続につながるよう、賃金改善の合計額の3分の2以上をベースアップ等(基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ)にあてる必要があります。



※令和4年10月以降は、賃金引上げに必要な原資が診療報酬によって病院に支払われることとなります。